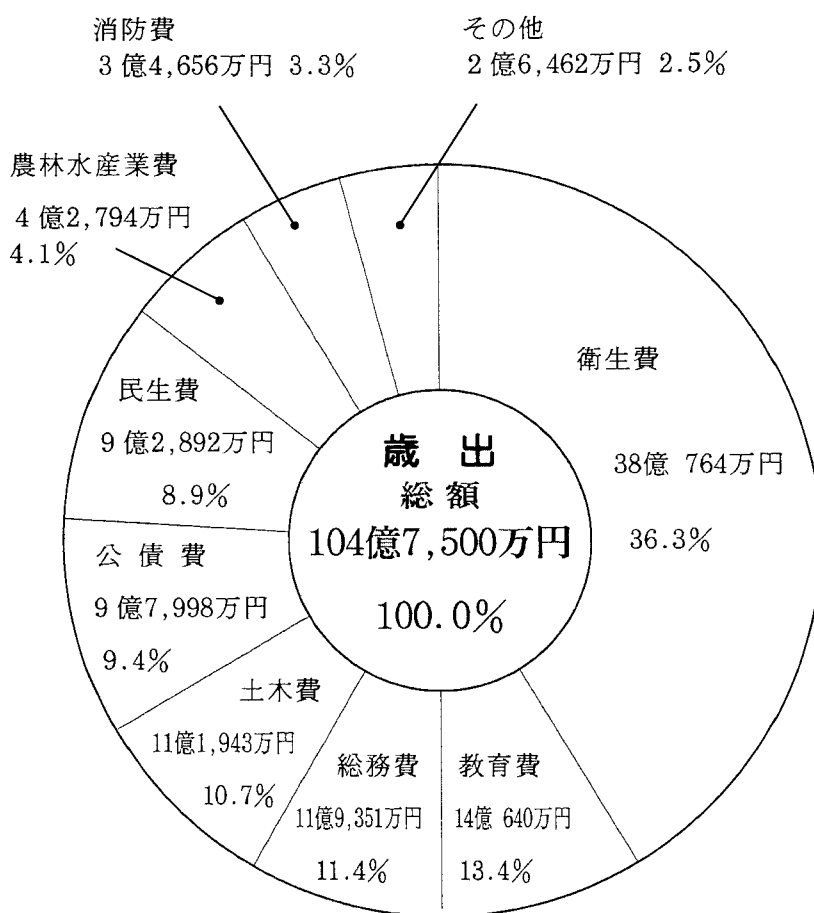


平成元年度当初予算

住みよい"まち"をめざ

税金10,000円の使い道

議会運営に……	271円
社会教育に……	254円
選挙などに……	39円
お年寄りや障害者に……	395円
健康を守るために……	247円
農林業の振興に……	438円
火災・災害を防ぐために…	417円
小・中学校の運営に……	594円
ゴミ・し尿の処理に……	942円
道路・河川・住宅・公園に…	1,200円
市役所の運営に……	1,452円
大学の運営に……	1,305円
市債の償還に……	1,580円
学校給食に……	188円
病院建設に……	109円
保育所運営に……	165円
生活保護に……	106円
商工業の振興に……	89円
社会体育に……	89円
診療所運営に……	67円
簡易水道に……	53円



- **一般会計**——地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
- **一般財源**——財源の使途が特定されずどのような経費にも使用することができるもの。
- **特定財源**——財源の使途が特定されているもの。
- **市税**——市民税・固定資産税・市たばこ税など。
- **地方交付税**——国税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）を一定の割合で、各自治体がひとしく事務を遂行することができるよう国が交付する税。
- **市債**——本市が資金調達のために負担する債務で、返済が一般会計年度を越えて行われるもの。
- **国庫支出金**——国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認められる事業への給付金。
- **特別会計**——一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。
本市には、都留文科大特別会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・都留診療所特別会計・老人保健特別会計及び財産区管理会等十一特別会計があります。

|||||
財政用語
ミニ辞典
|||||